

船橋市私道資材等支給基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市内において私道の軽微な補修又は安全対策を実施する者に対し、船橋市環境整備事業の補助等に関する規則（昭和61年3月31日規則第27号）に特別の定めがあるものを除くほか、予算の範囲内において市が資材等を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、「資材等」とは、次の各号に定めるものをいう。

- (1) U字溝及びU字溝蓋
- (2) L型側溝
- (3) 注意看板（通行に当たり注意喚起を促すための立看板）
- (4) その他前3号に準ずるものとして市長が認めるもの

(申請者の要件)

第3条 申請者は、船橋市町会、自治会等交付金交付規則（昭和54年船橋市規則第25号）第2条に規定する町会、自治会等とする。ただし、市長が必要であると認める場合は、この限りでない。

(資材等の支給の要件)

第4条 資材等の支給の対象となる私道は、次に掲げる要件を備えた道路とする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に定めるものであること。
- (2) 両端が公道に接するもの又は公共施設と公道を結ぶものであること。
- (3) 一般交通の用に供するものであること。

(申請手続)

第5条 資材等の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、船橋市私道資材等支給申請書（第1号様式）に案内図その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、申請場所の実態を調査した上、その適否を決定し、船橋市私道資材等支給可否決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

附 則

この基準は令和6年4月1日から施行する。

船橋市私道資材等支給可否決定通知書

申請者 { 団 体 名
 代表者住所
 代表者氏名 } 様

船橋市長 松戸 徹

年 月 日付けで申請のありました私道資材等の支給について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 支給する。 申請場所 船橋市 丁目 番地先
- 支給資材等 U字溝及びU字溝蓋
 L型側溝
 注意看板（申請者名を記載したもの）
 その他（ ）
- 支給予定日 年 月 日から
 年 月 日まで
- 支給場所 申請場所
 その他（ ）

2. 支給しない。（理由）